



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の名称の変更の届出（福祉政策課）…………… 2
- 沖縄県立博物館・美術館の利用料金の承認（文化振興課）…………… 2
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）…………… 5

公 告

- 事後調査報告書の縦覧（道路街路課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課）…………… 6

告 示

沖縄県告示第419号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第15条第2項に規定する個人の事業税及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務を委託した。

平成26年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 委託した収納事務 直営店舗又は加盟店舗における個人の事業税及び不動産取得税に係る徴収金の収納事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ココストア

愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号

- (3) 委託期間 平成26年8月1日から平成27年3月31日まで
- 2(1) 委託した収納事務 1に掲げる受託者が収納した個人の事業税及び不動産取得税に係る徴収金及びその収納情報を取りまとめる事務並びに当該徴収金を指定金融機関等に払い込む事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号

- (3) 委託期間 平成26年8月1日から平成27年3月31日まで

沖縄県告示第420号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成26年7月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
こりこり鍼灸整骨院（喜如嘉朝彦）	北谷町北前一丁目2番7号津嘉山ビル201	平成26年5月1日
こりこり鍼灸整骨院（伊徳生子）	宜野湾市真栄原二丁目10番3号1F	平成26年5月1日
こりこり鍼灸整骨院（大城宜顕）	浦添市伊祖二丁目16番11号Y'sビル202	平成26年5月1日
大里整骨院（當山貴雄）	南城市大里字高平861番地1	平成26年5月19日
ゆとり接骨院（比嘉一真）	嘉手納町屋良一丁目21番1号在宅有料老人ホームサンハート1階	平成26年5月23日
まごころ治療院那覇浦添店（大山鈴江）	浦添市宮城四丁目22番2号	平成26年6月1日
くらは鍼灸整骨院（比嘉義輝）	うるま市与那城西原1031番地1	平成26年6月3日
アラハバランス整骨院（松山晟秀）	北谷町北前一丁目16番2号	平成26年6月13日

沖縄県告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年7月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

名称の変更

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
こりこり鍼灸整骨院（伊徳生子）	宜野湾市真栄原二丁目10番3号1F	こりこり整骨院	こりこり鍼灸整骨院	平成26年6月1日

沖縄県告示第422号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第19条第3項において準用する第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の利用料金を承認した。

平成26年7月29日

沖縄県文化観光スポーツ部長 湧川盛順

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
 2 指定管理者
 文化の杜共同企業体
 代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜
 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社
 浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
 3 利用料金の適用年月日 平成26年8月1日
 4 施設利用料金の額
 (1) 施設利用料金
 ア 博物館施設利用料金

区分		利用料金の額（1日につき）
企画展示室	入場料を徴収しない場合	29,330円
	入場料を徴収する場合	87,990円
特別展示室	入場料を徴収しない場合	38,410円
	入場料を徴収する場合	115,220円
実習室	入場料を徴収しない場合	9,720円
	入場料を徴収する場合	29,160円
講座室	入場料を徴収しない場合	17,170円
	入場料を徴収する場合	51,510円

イ 美術館施設利用料金

区分		利用料金の額（1日につき）
県民ギャラリー1		8,580円
県民ギャラリー2		7,940円
県民ギャラリー3		7,940円
県民ギャラリースタジオ		8,850円
県民アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,060円
	入場料を徴収する場合	21,170円
子供アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,560円
	入場料を徴収する場合	22,680円
企画展示室1	入場料を徴収しない場合	33,070円
	入場料を徴収する場合	99,190円
企画展示室2	入場料を徴収しない場合	41,020円
	入場料を徴収する場合	123,080円
講座室	入場料を徴収しない場合	9,830円
	入場料を徴収する場合	29,480円

ウ その他施設利用料金

区分		利用料金の額（1時間につき）
講堂	入場料を徴収しない場合	3,680円
	入場料を徴収する場合	11,010円

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費、会費整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 利用料金が1時間を単位として定められている施設等の利用者が許可された利用時間を超過して当該施設等を利用する場合における利用料金は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
 - (1) 午前9時から午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める額の2分の1の額に100分の120を乗じて得た額
 - (2) 午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）後は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める額の2分の1の額に100分の150を乗じて得た額

(2) 附属設備利用料金

附属設備（冷房設備を除く。）の利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
舞台器具	演台	1台	330円
	花台	1台	110円
	司会台	1台	160円
音響器具	メインスピーカー	1式	1,080円
	コンデンサーマイク	1本	330円
	ワイヤレスマイク	1本	650円
	ダイナミックマイク	1本	220円
	ビデオテープレコーダー	1台	760円
	DVDプレーヤー	1台	1,350円
	CD、MDプレーヤー	1台	430円
	HD/DVDレコーダー	1台	1,350円
照明器具	ボーダーライト	1列	330円
	サスペンションライト	1列	540円
	アッパーホリゾンライト	1列	760円
	シーリングライト	1列	650円
	センターピンスポットライト	1台	430円
その他	書画カメラ	1台	860円
	ビデオプロジェクター	1台	1,510円
	電動スクリーン	1式	1,190円
	35ミリフィルム映写機	1式	5,140円

備考 附属設備利用料金は、1ステージごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

沖縄県告示第423号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成26年 7月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公告認定対象区域 西原町字棚原342番1ほか29筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成26年 7月18日 沖縄県指令土第905号

公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成26年 7月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 仲井眞弘多
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 伊良部大橋橋梁整備事業
 - (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
 - (3) 規模 平良下地島空港線の海上部及び取付道路部の概略延長約6,500メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 宮古島市
- 4 事後調査の実施期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - イ 沖縄県土木建築部宮古土木事務所 宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769
 - ウ 宮古島市総合案内隣縦覧コーナー（平良庁舎） 宮古島市平良字西里186番地 電話番号0980-72-3751
 - エ 宮古島市建設部道路建設課（下地庁舎） 宮古島市下地字上地472番地39 電話番号0980-76-6986
 - オ 宮古島市建設部伊良部建設室（伊良部庁舎） 宮古島市伊良部字長浜1296番地 電話番号0980-78-6256
 - (2) 期間 平成26年7月29日から同年8月29日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 - (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - (2) 沖縄県土木建築部宮古土木事務所伊良部大橋建設現場事務所 宮古島市平良字久貝771番地の2 電話番号0980-73-9111

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年 3月 1日 沖縄県指令土第121号、平成21年 9月14日 沖縄県指令土第808号（変更）、平成21年12月17日 沖縄県指令土第1002号（変更）、平成22年 2月25日 沖縄県指令土第116号（変更）、平成23年 9月 2日 沖縄県指令土第793号（変更）、平成24年 4月26日 沖縄県指令土第644号（変更）、平成26年 6月13日 沖縄県指令土第824号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 恩納村字谷茶1919番 1ほか58筆（6－3工区、6－4工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 恩納村字谷茶1919番地 1 学校法人沖縄科学技術大学院大学 園 理事長 ジョナサン・ドーファン
- 5 検査済証番号 平成26年 7月17日 第4124号
- 6 工事完了年月日 平成26年 6月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年10月29日 沖縄県指令土第1190号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根西中原76番 8及び76番14
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字与根373番地 2 ハピネスハイム 2－A 瀬長功
- 5 検査済証番号 平成26年 7月17日 第4125号
- 6 工事完了年月日 平成26年 6月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 7月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年10月26日 沖縄県指令土第1098号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小橋川与那川188番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平419番地すみれ荘206 大城伸吾
- 5 検査済証番号 平成26年 7月18日 第4126号
- 6 工事完了年月日 平成26年 7月 4日

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
--	--